令和　８　年　　第　７　回

雫石町農業委員会総会

会　　議　　録

令和　８　年　７　月　23　日 開催

雫　石　町　農　業　委　員　会

令和８年第７回雫石町農業委員会総会会議録

１　開催日時　令和８年７月 23 日（木）　午後２時 00 分
２　開催場所　雫石町役場大会議室

３　出席した委員

農業委員

１番	藤村　正彦
２番	晴山　英俊
４番	髙橋　浩之
５番	砂壁　純也
６番	坂下　千枝子
７番	前　　茂見
８番	川口　英敏
９番	八丁野 よし子
10 番	松本　光正
11 番	黒沢　菜穂子

農地利用最適化推進委員

雫　石	階　　保
雫　石	木村　正美
雫　石	小谷地　昇
御　所	新田　善男
御　所	髙橋　大和
西　山	滝澤　美紗子
西　山	荒塚　秀則
西　山	山本　長栄
西　山	袖林　一
御明神	南野　仁
御明神	新田　華織
御明神	松ノ木　奈々子
御明神	下川原　幸宏

４　欠席した委員

農業委員　　３番　山崎　忍

推進委員　雫石　横手　克文　　御所　吉田　光彦　　御所　米澤　晃
西山　柿木　一明　　御明神　小志戸前　健一

５　議事

報告第１号　農地法第３条の３の規定による届出について
報告第２号　農地法第１８条第６項の規定による届出について
報告第３号　農地の現状変更に関する届出について
議案第１号　農地法第５条第１項の規定による許可申請に対する意見決定について

６　職務のため出席した職員

局長　畠山　康　　事務局長補佐　高橋　直也　　係長　松ノ木　拓也

開会時間　午後２時 00 分

議　長　　ただ今から、令和８年第７回雫石町農業委員会総会を開会いたします。
本日の出席委員は農業委員 10 名、推進委員 13 名、計 23 名です。
雫石町農業委員会規則第１１条の規定により、在任委員の過半数に達しておりますので本総会は成立いたします。
始めに、会務報告を事務局よりお願いいたします。

畠山局長　　（資料に基づき説明）

議　長　　事務局より報告がありましたが、確認したいことなどございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ会務報告を終わります。それでは、本日の議事に入ります。
会議録署名人と書記の指名について、雫石町農業委員会規則第１３条の規定により当職から指名することにご異議ございませんか。

委　員　　「異議なし」の声

議　長　　異議なしと認め、会議録署名人には８番 川口英敏委員、９番 八丁野よし子委員、書記には事務局の 高橋事務局長 補佐、松ノ木 係長 を指名いたします。
次に報告第１号～第３号を行います。事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　それでは、報告第１号～第３号について説明いたします。なお、説明は要点のみとしますのでご了承願います。
総会資料の３ページをご覧願います。
報告第１号「農地法第３条の３の規定による届出について」、表のとおり７件提出があり、全て相続により農地の権利を取得したものです。
総会資料の４ページをご覧願います。
報告第２号「農地法第１８条第６項の規定による届け出について」表のとおり１件提出がありました。
番号１の解約理由は、労働力不足のためです。
総会資料の５ページをご覧願います。
報告第３号「農地の現状変更に関する届出について」、表のとおり１件提出がありました。
番号１、届出人、〇〇。田１筆、面積 2,834 ㎡のうち 572 ㎡。変更の目的及び理由は、切盛により農地の高低差を解消し、農業用大型機械の安全かつ円滑な走行を確保し、移動動線や作業効率を高めるためです。
場所は参考資料の１ページにあります『現状変更①：〇〇』となっているところで、位置は参考資料の２ページ～３ページにありますように、〇〇に位置する場所

です。
現地を確認したところ、参考資料の４ページにありますように、高低差を確認しております。
工事完了後は、引き続き牧草を作付ける予定であるため、周辺農地や道路への影響はないと考えます。
以上で報告を終わります。

議　長　　事務局から報告がありましたが、これに質問などございませんか。

委　員　　（なし）

議　長　　なければ、報告第１号～第３号を終わります。
次に、議案第１号、農地法第５条第１項の規定による、許可申請に対する可否決定について議題といたします。
事務局の説明を求めます。

松ノ木係長　　議案第１号について説明いたします。
総会資料の６ページをご覧ください。
番号１、〇〇、田１筆、面積 800 ㎡、使用貸借、貸付人　〇〇、借受人　〇〇。
転用理由は、住宅を新築するための永久転用であります。
場所は参考資料１ページにあります『５条①：〇〇・〇〇』、となっているところで、〇〇から〇〇ｍの場所になります。詳細な位置などは参考資料の２ページ～３ページをご覧ください。
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は 10 ヘクタール以上の一団の農地であることから第１種農地に区分され、住宅等で集落接続して設置されることから、例外規定に該当すると判断されますので、農地転用許可基準を満たしていると考えます。
番号２、〇〇、畑１筆、面積 288 ㎡、売買、譲渡人〇〇、譲受人　〇〇。
転用理由は、住宅を新築するため永久転用であります。
場所は参考資料１ページにあります『５条②：〇〇・〇〇』、となっているところで、〇〇から〇〇ｍの場所になります。詳細な位置などは参考資料の６ページ～７ページをご覧ください。
本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は農振法に規定する農用地区域内の農地でありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される３年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。
番号３、〇〇、畑２筆の内一部、面積 369.61 ㎡、貸付人　〇〇、借受人　〇〇。
転用理由は、〇〇から〇〇調査に関する道路新設工事及び既存道路拡幅・補強工事に係る測量・設計業務を請け負った借受人が、道路新設のためのボーリングによる地盤調査のための一時転用であります。
場所は参考資料の１ページにあります『５条③：〇〇・〇〇』となっているとこ

ろで、〇〇になります。詳細な位置などは参考資料の 10 ページ～11 ページをご覧ください。

本案は、計画面積も妥当であり、申請農地は農振法に規定する農用地区域内の農地でありますが、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼす恐れがないと判断される３年以内の一時転用であることから、農地転用許可基準を満たしているものと思われます。

以上で説明を終わります。

議　長　　事務局の説明が終わりました。質疑の前に、現地確認報告を行います。

番号１～３を、９番 八丁野委員 にお願いいたします。

９番八丁野委員　９番 八丁野です。

７月 15 日、私、晴山委員、米澤推進委員、下川原推進委員の２班４名と事務局で現地を確認してきました。

番号１～３について、報告いたします。

番号１は、現地を確認したところ参考資料の５ページの写真のとおり牧草地として利用されている状況でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、被害防止措置として東側と南側が農地に接していることからアスファルト舗装により土砂流出を防止する計画であるため、転用後に周辺農地等に与える影響も少ないと判断してきました。

番号２は、現地を確認したところ参考資料の８ページ～９ページの写真のとおり自己保全管理の状態でした。

農地区分等は事務局の説明のとおりであり、周囲は農地外のため、転用後に周辺農地等に与える影響も少ないと判断してきました。

番号３は、現地を確認したところ参考資料の 13 ページ～14 ページの写真のとおり雑草が生えている状況で、農地区分等は事務局の説明のとおりでありますが、一時転用であるため、転用後に周辺農地に与える影響も少ないと判断してきました。なお、全ての案件について事前着工はありませんでした。

以上で報告を終わります。

議　長　　現地確認報告が終わりました。これより質疑に入ります。

質問、ご意見ございませんか。はい、５番砂壁委員。

５番 砂壁委員　５番 砂壁です。１番の〇〇さんの部分なんですけど、これについて現状変更の届出と関連するかもしれないんですけれども地図、写真を確認すると同じ人で続き地になっているとちょっと意地悪な考え方すると、さっきの現状変更のところは５条使って家を建てるにあたって高低差が云々ではなくて、家を建てるための残土を盛るために変更の届出を出したのではないかと見えてしまう部分もあるのですけど、そこは農作業の効率を良くするためというのが後付けではなくて、本当の部分で、その後に住宅を建てることになったのか、住宅を建てるための残土を持っていくか、いかないかで見られ方とか、制度の活用の仕方が全く違うかたちになってい

くのではないかと思うのですが、その辺は事務局のほうで確認はされてますか。

高橋事務局長補佐　はい、お答えします。今回、農地転用にあたりまして総会案件資料の２ページ、３ページをご覧ください。〇〇という大きな細長い田を〇〇と〇〇に分筆して、〇〇を転用して南側については通路を西側に確保しながら農作業をそのまま継続できるように分筆したものです。図面では分かりづらいのですが、細長い１筆の田なんですけれども８枚くらいに段々になっているところで実際、現状変更する〇〇の一部については切土する部分が高く、南側もまた畦畔がついていたりしているところなので、実際そのような段差、高低差があるので作業しやすいように〇〇の残土はおさないで、この部分だけ切盛するというものです。

５番 砂壁委員　はい、わかりました。

議　長　よろしいでしょうか。他にございませんか。

委員　（なし）

議　長　なければ、質疑を終結し、採決に入ります。
ただいまの議案について、原案を可とすることに賛成のかたは挙手願います。

委　員　（全員挙手）

議　長　全員挙手ですので、議案第１号の番号１～３については、原案のとおり決定いたしました。
以上で議事は全て終了しましたので、これをもちまして本日の総会を閉会とします。大変お疲れ様でした。

閉会時刻　午後　２時20分

以上が令和８年７月23日、雫石町役場大会議室において開催された、雫石町農業委員会総会の審議経過及び結果に相違ないことを証にするためここに署名する。

令和　８　年　７　月　23　日 開催

議　長　会　長　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

議事録署名人　８番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

９番　＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿